

平成28年3月11日

事務連絡

関係省庁担当課長及び経済産業省関係団体の長（別記）宛

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

電気さくの施設における安全確保について

昨年（平成27年）7月19日に、鳥獣による観賞用植物への被害の防止を目的として設置された電気さくによる感電死傷事故が発生しました。この事故を受け、経済産業省は関係省庁と連携しながら電気さくに係る安全対策の徹底について取り組んでまいりました。

今般、電気工事の知見を有しない者が不適切な電気さくを施設することを防止するため、電気工事士法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第九十七号)の一部を改正し、「電気工事士の作業を要しない電気さく」について、事故防止上、特に重要な「電気さく用電源装置を利用した電気さく」に限定することとしました。本改正により、電気さく用電源装置を用いない電気さくを設置する場合は、電気工事士が電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「電事法」という。）の技術基準に適合するよう施設しなくてはならないこととなります。これに違反した場合は、罰則が適用されます。なお、市販されている電気さく用電源装置を用いた電気さくについては、従来通り、無資格者であっても設置することが可能です。

当該改正省令（平成二十八年経済産業省令第十八号）の公布を契機に関係省庁・関係団体に対し、改めて電気さくの安全対策（電事法の技術基準の遵守）の徹底に係る周知をお願いする次第です。つきましては、貴省・貴団体におかれましても当該内容を関係機関へ周知していただきますようお願いいたします。なお、周知にあたりましては、農林水産省、日本電気さく協議会、経済産業省が作成しました別添のポスター、パンフレットを御活用下さい。

別添：

- （ポスター）確認しましょう!!電気さくの正しい設置方法!
- （パンフレット）電気さくの正しい設置方法
- （参考）電気工事士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第十八号）、新旧対照表
- （参考）第11回産業構造審議会電力安全小委員会資料「電気さくに係る安全対策の徹底について」
- （参考）平成27年7月21日付け事務連絡「鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さくの施設における安全確保について」

別記

(関係省庁担当課長)

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村環境課長

環境省 自然環境局 野生生物課長

総務省 自治行政局 地域政策課長

警察庁 生活安全局 保安課長

国土交通省 国土政策局 地方振興課長

文化庁 文化財部 記念物課長

防衛省 整備計画局 施設整備官

消費者庁 消費者安全課長

(関係団体の長)

一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 会長

一般社団法人 日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会 会長

公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟 会長

電気安全全国連絡委員会 委員長

電気保安協会全国連絡会 会長

全国電気管理技術者協会連合会 会長

全日本電気工事業工業組合連合会 会長

日本電気さく協議会 会長